

育英館大学の組織に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、育英館大学（以下「大学」という。）学則に定めるもののほか、本学の組織について定めることを目的とする。

第2章 職員

(職員)

第2条 大学に次の職員を置くことができる。

- (1) 特別職員 学長、副学長
- (2) 教育職員 教授、准教授、講師、助教、助手
- (3) 事務職員 主事
- (4) 技術職員 技師

第3章 学長

(学長の職務)

第3条 学長は大学の学務を統括執行し、所属職員を指揮監督する。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

(学長の選考)

第5条 学長の選考については別に定める。

(副学長の職務)

第6条 副学長は学長を補佐し、学長の命をうけて校務をつかさどるとともに、学長の事故ある時は学長の職務を代行する。

(副学長の任期)

第7条 副学長の任期は4年とする。ただし再任を妨げない。

(副学長の選任)

第8条 副学長は教授会構成員の中から学長が指名し、教授会の承認を得て理事長が任命する。

第4章 学部長及び学科長

(学部長及び学科長)

第9条 情報メディア学部に学部長、情報メディア学科に学科長を置く。

2 学部長は学科長を兼任することができる。

(学部長の職務)

第10条 学部長は、教授会の決定した方針に基づき、学部の運営に当たる。

(学部長の任期)

第11条 学部長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

(学部長の選考)

第12条 学部長は、教授会構成員の中から教授会が選任する。

(学科長の職務)

第13条 学科長は、教授会の決定した方針に基づき、学科の運営に当たる。

(学科長の任期)

第14条 学科長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

(学科長の選考)

第15条 学科長は、教授会構成員の中から教授会が選任する。

第5章 教員会議

(学科会議)

第16条 大学に情報メディア学科会議を置く。

2 教授会構成員は、前項に所属するものとする。

(教員会議の構成)

第17条 教員会議の構成員は教授会が定める。

(教員会議の職務)

第18条 教員会議は、教授会の委託を受けて次の事項について審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の指導に関する事項
- (3) 学生の厚生に関する事項
- (4) 教育職員の研究活動に関する事項
- (5) その他重要な事項

第6章 各部・各種委員会

(各部・各種委員会)

第19条 大学に教務部、学生部、入試部、各種委員会を置く。

(各部の構成)

第20条 各部は、教授会構成員及び事務職員の中から教授会において選任された部長及び委員をもって構成する。

2 学長、学部長、事務局長は委員会に出席することができる。

(部長の職務)

第21条 部長・委員長は、部を主宰し、部の管理運営に当たる。

(部長及び委員の任期)

第22条 部長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(各部・各種委員会組織)

第23条 各部は、大学事務局と共に委員会を組織し、各部委員会規程の定める事項を処理する。各種委員会については別に定める。

第7章 図書館

(図書館)

第24条 大学に図書館を置く。

(図書館の管理運営)

第25条 図書館は、教授会構成員の中から教授会において選任された図書館長及び図書館運営委員をもって管理運営する。

2 図書館の管理運営は、図書館運営委員と協議の上、図書館長が定める。

(図書館長の職務)

第26条 図書館長は、図書館の管理運営に当たる。

(図書館長及び図書館運営委員の任期)

第27条 図書館長の任期は4年、図書館運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 サテライト校

(サテライト校)

第28条 大学にサテライト校を置く。

第9章 附属機関

(附属機関)

第29条 大学に附属機関として国際交流センター、地域創造支援センター（以下「各センター」という。）を置く。

(各センターの管理運営)

第30条 各センターは、教授会構成員の中から教授会において選任されたセンター所長、研究員、及びセンター運営委員によって組織する運営委員会をもって管理運営する。

(各センター所長、研究員、運営委員の任期)

第31条 各センター所長、研究員、運営委員の任期は1年とする、ただし、再任を妨げない。

第10章 大学事務局

(大学事務局)

第32条 大学に事務局を置く。

(事務局長)

第33条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、理事会において選任する。

3 事務局長は、学長の命を受け、事務を掌理総括する。

(事務局の組織)

第34条 事務局に総務課、学生支援課、経営改善推進室を置く。

第11章 委任

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、大学の組織及び運営に関して必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。